

会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回六戸町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

その前に、暑い方は上着を脱いで構いませんので、どうぞ。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、六戸町議会会議規則第124条の規定により、議長において、

6番 久田伸一君

7番 高坂茂君

の両名を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期決定前に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

12番、苫米地繁雄君。

議会運営委員長（苫米地繁雄君）

報告いたします。

去る6月25日告示となり、本日招集されました令和3年第4回六戸町議会臨時会の会期等に関して、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し審議した結果、本臨時会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日7月6日の1日間とすることに決定いたしましたので、議員

各位には当委員会の決定にご賛同くださるようお願い申し上げまして、報告といたします。

議 長（川村重光君）

議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日7月6日の1日間と決定いたしました。

次に、日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第4 提出議案の一括上程を議題といたします。

本臨時会に町長より提出されました議案は、報告第4号及び議案第33号から議案第35号までの4件であります。これを一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（吉田 豊君）

皆様、改めまして、おはようございます。

早速ではございますが、提案理由説明を申し述べさせていただきます。

令和3年第4回六戸町議会臨時会の開会に当たり、議員各位のご参集を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

本臨時会では、報告1件、議案3件、計4件のご審議をお願いいたします。

それでは、本臨時会に提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第4号 専決処分の報告について申し上げます。

その内容は、スクールバスが自家用車と衝突し、車両を損傷させた事故の損害賠償額について、専決第18号により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

議案第33号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、改正するものであります。

議案第34号 六戸町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の緊急対策であるワクチン接種に取り組むに当たり、管理職に対し休日勤務等に関する手当が支給できるよう改正するものであります。

議案第35号 工事の請負契約について申し上げます。

本案は、小松ヶ丘処理区流域下水道接続11工区（汚水調整槽）工事について、請負契約を締結するため提案するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決議をいただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくようお願い申し上げます。

議 長（川村重光君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第5 報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

報告第4号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書1ページからになりますが、2ページと3ページをご覧ください。

本件は、令和3年2月26日、六戸町大字上吉田字長谷85番地付近、ここは県道八戸三沢線の社会福祉法人メープル付近になりますが、走行中のスクールバスが自家用車と衝突したことにより車両を損傷させたものであります。

この示談が成立したことより、令和3年6月9日に、損害賠償の額29万7,908円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額はその全額が全国自治協会自動車損害保険により支払われております。
以上で報告第4号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第6 議案第33号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（円子国浩君）

議案第33号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書4ページからになります。

併せて、別冊説明補足資料1ページからの新旧対照表もご参照ください。

本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の改正に伴い、改正するものであります。

議案書5ページをご覧ください。

今回の改正内容は、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行者及び交付手数料の徴収者であることについて明確化されたことに伴い、個人番号カードの再交付手数料を廃止するもので、六戸町手数料条例別表第2条関係の（37）の部を削除し、（38）から（45）の部までを1部ずつ繰り上げるものであります。

なお、手数料の徴収主体が町から地方公共団体情報システム機構に替わる予定ですが、今後、機構から手数料の徴収事務について町に委託される見込みであり、町が再交付申請者か

ら手数料を受領する事務や再交付手数料の金額に変更はない予定であります。

附則は施行期日を定めるものであります。

以上で議案第33号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第34号 六戸町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条

例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

議案第34号 六戸町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書6ページをお開き願います。

説明補足資料4ページも併せてご覧ください。

本案は、新型コロナウイルス感染症の緊急対策であるワクチン接種に取り組むに当たり、管理職に対し休日勤務等に対する手当が支給できるよう改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

改正内容についてご説明いたします。

第1条の改正規定は、引用法令の項ずれ等の整備でございます。

附則に2項を加える改正規定は特例を定めるもので、第3項では、時間外勤務手当が支給されない管理職である医師や看護師が勤務時間外に新型コロナワクチン接種に従事したときは、新型コロナワクチン接種手当を支給する旨を規定しております。

第4項では、その支給方法を時間外勤務手当に準ずる旨を規定しております。

次のページをお開き願います。

附則では、この条例の施行日を公布の日からとするものでございますが、ワクチン接種を既に休日において行っておりますので、令和3年6月19日にさかのぼって適用するものでございます。

以上で議案第34号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 六戸町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第35号 工事の請負契約についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第35号 工事の請負契約についてご説明いたします。

議案書9ページをお開き願います。

本案は、次のとおり工事の請負契約を締結するものであります。

1、工事の表示。

（1）名称、小松ヶ丘処理区流域下水道接続11工区（汚水調整槽）工事。

（2）場所、六戸町小松ヶ丘地内。

2、契約金額、2億570万円。これは消費税を含むものでございます。

3、契約の相手方。住所、六戸町大字犬落瀬字千刈田2番地8号、会社名、株式会社佐藤建設工業、代表者名、代表取締役、佐藤陽大。

なお、工事の内容、入札状況につきましては、補足資料の5ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で議案第35号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

7番、高坂茂君。

7番（高坂茂君）

この補足資料のほう、入札状況、この表を見れば、2回やっているわけですね。これを見ると1回でもう金額、差がついているから、何で2回もやっているのか、そこら辺、私分からないので、皆さんに分かるように説明してください。

議長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（小林章君）

入札が2回になっていますけれども、当然、1回目が予定価格に達しなかったので、2回目の入札を実施しております。

以上です。

議長（川村重光君）

7番、高坂茂君。

7番（高坂茂君）

予定価格に達していなかったということ。ということは、全業者が全部高かったというこ

とです。そうして理解してよろしいですか。

議 長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（小林 章君）

そのとおりであります。

（「分かりました」の声あり）

議 長（川村重光君）

そのほかございませんか。

いいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 工事の請負契約については原案のとおり可決いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年第4回六戸町議会臨時会を閉会いたします。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

閉会（午前10時18分）